九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

宋江之乱考実

井口, 千雪
九州大学大学院人文科学研究院文学部門 : 講師

https://doi.org/10.15017/4372026

出版情報：文學研究. 118, pp.39-76, 2021-03-07. Faculty of Humanities, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

宋江之乱考実

井口千雪

一　緒論

「史実」という言葉は、日本人にはごく聞き慣れたもので、一般的には「歴史上の事実」という意味でとらえられている。漢語のようであるが、実は古くから中国語に存在した言葉ではないらしい。管見の限り、この語が使われている早期の用例として確認し得るのは、日本においては大正三年（一九一四年）に出版された原田棟一郎のニューヨーク地理風土記『紐育』、続いて大正七年（一九一八年）に発表された菊池寛『忠直卿行状記』など、中国においては、一九二〇年代に鄭振鐸らの文学者・史学者が発表した論考（本稿に後出する鄭振鐸「水滸傳的演化」〔一九二九年著、一九三四年発表〕など）、魯迅が一九三五年に著した雑文四十八篇を収める『且介雑文二集』（一九三七年出版）などである。[1] このことから推し測るに、「史実」という言葉は、二十世紀に入ってから、日本で所謂「和製漢語」として作られて中国に逆輸入されたものであるか、[2] 中国の学界で作られて日本に伝わった言葉で、以降、両国であたりまえに用いられるようになったのではないかと思われる。

「史実」に近い意義の漢語があるか思案してみたところ、劉宋・班固の『後漢書』巻二十二「劉隆傳」（後漢時代

に纂修された史書『東觀漢記』に基づくとみられる）や、西晋・陳寿の撰になる正史『三國志』巻二十一「魏書、傅嘏傳」にすでに用例が見える[3]、「考実」という漢語に思い至る。しかし、「考実」は「歴史上の事実」という意味ではなく、「実情を考査し実証すること」の意であるから、正確に言えば、「考実」の結果として「史実」が存在するという関係性になろうか。

歴史学における考実の手法は、考古学的、地理学的、文献学的にと多岐にわたるが、史書に基づいて考実を行う場合、同じ事件に関する記述が、諸々の史書の間で異なっている場合がしばしばある。史学家がそれを考実して、これぞ事実であろうとみられる結論を提示し、この結論が誰が見ても疑いないものであれば、「史実」（歴史上の事実）と称されるのが、現代の通例である。しかし、考実の過程で、この史書は信頼できる、この史書は信頼できない、史書にはこう書かれているが、その裏には実はこんな意図があるのだといった、学者の判断が介入することも避け難い。時には各学者によって導き出される結果が異なり、「史実」が導き出せない問題も存在することは、認識しておかねばならない。

本稿で取り扱う、北宋末の「宋江の乱」という事件も、各学者が紛々と異論を唱え、現時点では「史実」を断定できぬ事件の一つであると筆者は考えている。本稿を著すにあたって、かかる視点を持っていることをはじめに申し添えておく。

さて、北宋の第八代皇帝徽宗（在位一一〇〇～二五）は、優れた文人画を伝える一流の藝術家として知られるが、その治世はまこと穏やかと言えるものではなかった。自ら「道君皇帝」と称して道士林霊素を重用し、朝廷は徽宗が寵愛する宰相蔡京とその門下の徒で占められ、宦官の童貫・楊戩が軍権を掌握し、蹴鞠の才で出世したとも言われる高俅が太尉の位にのぼり、「四姦」と称されるこれらの権臣に阿らなければ、万事休すという有様であった。政和七年～宣和四年（一一一七～二二）には、徽宗が都汴京（開封）の宮城北東隅に「艮嶽」と称する宮廷庭園を築

き、これを飾り立てるために南方の民間から珍花奇石を取り立てるという暴挙を行った。その珍花奇石の運搬船を「花石綱」と呼ぶが、花石綱の役には多くの官民が苦しめられ、天下に怨嗟の声が満ちたという。同時に、全国各地で起こった叛乱の鎮圧、北方の異民族国家、遼・金との攻防に政府は苦しめられ、靖康二年（一一二七）、ついに金軍が汴京を占領し、上皇となっていた徽宗と皇帝欽宗らを拉致するという事件「靖康の変」が起こった。この後、徽宗の第九子高宗が南渡し、新たに臨安（現浙江省杭州市）に都を定めて南宋政権が立つことになる。

徽宗の宣和年間に起きた大きな叛乱といえば、浙江で起こった方臘の乱が挙げられる。方臘は睦州青溪（現浙江省杭州市建徳市淳安県）の人で、地主であったとか、小作人であったとか、マニ教の指導者であったとか言われるが、史書に拠れば宣和二年（一一二〇）十月頃、叛乱の領袖として浙江一帯で官軍との戦闘を繰り広げ、宣和三年（一一二一）四月庚寅（二十六日）、青溪にて童貫率いる官軍に捕らえられ、同年八月丙辰（十五日）、誅に伏したとされている（『宋史』巻二十二「徽宗四」、『東都事略』巻十一「徽宗紀」）。それとほぼ同時期、後に水滸説話を生むことになる、宋江とその一味による騒乱が起こって鎮圧されたことも、史書等に歴とした記載がある。しばしばとりあげられるのは、元・脱脱（トクト）ら編修の正史『宋史』の記載であるが、『宋史』はあくまで宋代より伝来する史料を整理・編纂し、元代後期の至正三年（一三四三）に成立した書物であるため、『宋史』の編纂に材料を提供したとみられる原史料、筆記資料や墓誌銘といった資料が掘り起こされ、この百年ほど、宋江の乱の考実が陸続となされてきた。しかし、諸資料間の記載には互いに齟齬があるため、それをどのように説明すべきか、余嘉錫・張政烺・厳敦易・宮崎市定・高島俊男氏ら日中の学者が各々異なる見解を呈しており、諸説紛々として未だ定論が出ていない状態である。

以下、第二節では、宋江の乱に関する早期の資料をとりあげ、解説を附す。『水滸傳』を読んでその源流に興味を持った読者への資料提供も目的とするため、可能な限り原文・訳を記載することにする。その上で、第三節では、

先行研究における議論の展開を概観しつつ、諸説の検討を行い、最後に筆者による新説を提示したい。

二　資料編

本節では、宋江の乱について記載のある史書・墓誌銘・筆記などの資料を紹介し、本文・訳・解説を述べる。『水滸傳』に関係する膨大な資料は、馬蹄疾編『水滸資料彙編』（中華書局、古典文學研究資料彙編、一九七七年）にとりまとめられているが、ここでは宋江の名に直接言及している資料を選定したつもりである。

『宋史』

元・脱脱ら編修の『宋史』は、元代後期の至正三年（一三四三）に成立した正史である。先述した通り、その編纂に際しては宋代から伝来する資料が用いられており、宋江の乱に関する記載についても、基づく史書が存在する。それ故、考実に資する史書とは言い難いが、議論の前提として必ずとりあげられるものであるから、以下にその原文と訳、解説を載せておく。

『宋史』[4]巻二十二「本紀第二十二、徽宗四」

（宣和三年）二月…（中略）…甲戌、降詔招撫方臘。…（中略）…癸巳、赦天下。是月、方臘陷處州。淮南盗宋江等犯淮陽軍、遣將討捕、又犯京東・河北、入楚・海州界、命知州張叔夜招降之。

（宣和三年〔一一二一〕）二月、…（中略）…甲戌（九日）、方臘を招安せよとの詔を下した。…（中略）…癸巳（十九日）、天下に恩赦を下した。この月、方臘が処州（現浙江省麗水市）を陥落させた。淮南の盗賊宋江らが淮陽軍（現江蘇省徐州市睢寧県）を侵し、将士を派遣して討伐させたが、また京東路（現山東省あたり）・河北路（現河北省南部・河南省北部あたり）を侵し、楚州（現江蘇省淮安市）・海州（現江蘇省連雲港市東海県）の界隈に入ったので、（海州）知州の張叔夜にこれを招安するよう命じた。

『宋史』巻三百五十一「列傳百十、侯蒙」

（侯蒙）進尚書左丞・中書侍郎、…（中略）…罷知亳州、旋加資政殿學士。宋江寇京東、蒙上書言、「江以三十六人横行齊・魏、官軍數萬無敢抗者、其才必過人。今青溪盗起、不若赦江、使討方臘以自贖。」帝曰、「蒙居外不忘君、忠臣也。」命知東平府、未赴而卒、年六十八。

（侯蒙は）尚書左丞・中書侍郎に昇進し、…（中略）…罷めさせられて亳州（現安徽省亳州市）の知州に任じられたが、戻って資政殿学士に任じられた。宋江が京東路を侵すや、侯蒙は上書して言った、「宋江は三十六人を用いて斉・魏に横行していますが、官軍数万にはよう張り合う者がおらぬほどで、その人材は必ずや人に秀でたものがございます。近ごろ青溪の盗賊（方臘）が起こっておりますが、宋江を赦免して、方臘を討たせて自ら贖罪させるに越したことはありません。」帝（徽宗）が言った、「侯蒙は朝廷の外にありながらは主君を忘れぬ、忠臣じゃ。」東平府（現山東省肥城市東平県）知府に任用され、着任せぬうちに逝去し、享年六十八才であった。

『宋史』巻三百五十三「列傳百十二、張叔夜」

宋江起河朔、轉略十郡、官軍莫敢嬰其鋒。聲言將至、叔夜使間者覘所向、賊徑趨海瀕、劫鉅舟十餘、載擄獲。於是募死士得千人、設伏近城、而出輕兵距海、誘之戰。先匿壯卒海旁、伺兵合、舉火焚其舟。賊聞之、皆無鬥志、伏兵乘之、擒其副賊、江乃降。

宋江が河朔（黄河以北の地）に起こり、十の郡を巡って掠奪したが、官軍にはその鋒先に触れようとする者がいなかった。その勢力が至らんとして、張叔夜が間諜に行方を探らせた所、賊はまっすぐ海岸へ逃げ、巨艦十数隻を奪い、俘虜を乗せたという。そこで張叔夜は決死の勇士を募って千人を得ると、潜かに進軍して城に近づき、軽兵を海岸沿いに出撃させ、敵を誘い出させて戦った。先んじて屈強の軍士を海のそばに伏兵させておき、合戦が始まるのを待って、火を挙げて敵の船を焼かせた。賊はこれを聞くや、みな戦意を失い、伏兵がこれに乗じて、その副賊（賊の二番目の頭）を生け捕りにし、宋江もついに降伏した。

「徽宗紀」には、淮南から山東・河北・河南に横行した賊宋江とその一味が、南東へ進んで楚州、さらに沿海部の海州へ至ったので、宣和三年（一一二一）二月に海州の知州張叔夜に招安の命を下したとある。「張叔夜傳」を見ると、時期は明記されていないが、確かに張叔夜の攻撃により、宋江が海州にて降伏したとある。ちなみに張叔夜（一〇六五～一一二七）という人は、徽宗大観年間に進士出身を賜り、歴官して礼部侍郎となるが、宰相蔡京に嫌われて左遷され、海州知事となっていた人物で、宋江の乱を鎮圧した後には、済南府（現山東省済南市）知府となって山東の民衆暴動を鎮圧するなどの功績を挙げている。靖康の変の際にも奮戦し、宋の帝位を保持せんと金軍に協定を申し出るも捕らえられ、北還に扈従して道中で横死したとされる忠臣である（『宋史』巻三百五十三「張叔夜傳」）。『水滸傳』では済州（現山東省済寧市）太守として登場し、人望厚く清廉で、梁山泊を招安するために都からやって来た使者らに助言をする人物として描かれ、『金瓶梅』にもしばしば名前が見える。

「侯蒙傳」には、侯蒙が徽宗に宋江の招安を促す上書をしたとあるが、実際にこの時に招安を指示する詔勅が出されたとは書かれていない。侯蒙の上書を受けた帝の言葉に「蒙居外」とあるので、上書の時期は直前の文章にある「侯蒙が中書侍郎を罷めさせられて（『宋史』巻二十一「徽宗紀」に拠れば政和七年〔一一一七〕十月）、亳州の知事に任じられた」後のこと、「戻って資政殿学士に任じられ」る前のことかと疑われるが、『宋史』の依拠資料とみられる南宋・王偁撰『東都事略』巻十一「徽宗紀」（次項に後掲）では、「戻って資政殿学士に任じられた」の後に「提舉崇福宮」（崇福宮〔道教場〕の事を提挙した）の文字があり、上書を受けた帝の言葉が「蒙居閒」（蒙は閑居していながら）となっていることから、侯蒙は閑職ともとれる崇福宮の提挙であった時に上書し、上書の功によって東平府の知府に任じられ、着任前に卒したものとも解釈される（余嘉錫が指摘する）[5]。ちなみに侯蒙は『水滸傳』には登場しないが、『金瓶梅』に「山東巡撫都御史」として名が見える。

（一）南宋期成立の史書

以下に南宋期成立の史書を挙げていく。これらは「野史」に分類される書であり、次節で述べるとおり学者によっては「信頼に足らぬ史料」とみる向きもあるが、宋江の乱からほど近い時期に、当時の一流知識人であった歴史家達の考証を経て編纂されたものであることには違いないため、一定の価値ある資料だと言えよう。

『東都事略』

まずは、『宋史』の宋江の乱に関する記載の主要な依拠資料になったとみられる、南宋・王偁撰『東都事略』百三十巻を挙げる。本書は、北宋の太祖から欽宗に至るまで九朝の歴史を紀伝体で記した史書である。撰者の王偁（王稱とも作る、生没年不詳）は、字季平、四川眉州（現四川省眉山市）の人、歴官して承議郎となり、龍州（現広西壮族自治区凭祥市龍州県）知州に任じられる。洪邁が修撰した『四朝國史』と併せて『東都事略』を奏進したことで、直秘閣を授かった。官は吏部郎中に至る（清・陸心源輯撰『宋史翼』巻二十九「列傳第二十九、文苑四、王偁」）。ちなみに王偁の父、王賞は北宋の徽宗崇寧二年（一一〇三）の進士で、南宋の高宗紹興年間に礼部侍郎、紹興十三年（一一四三）に礼部侍郎兼直学士となった人物である。[6]

『東都事略』に見える、宋江の乱に関わる記載は以下の通りである。

『東都事略』[7]巻十一「本紀十一（徽宗）」

（宣和三年二月）方臘陷楚州。淮南盗宋江犯淮陽軍、又犯京東・河北、入楚・海州。夏四月…（中略）…庚寅、童貫以其將辛興宗與方臘戰於青溪、擒之。五月丙申、宋江就擒。…（中略）…秋七月戊子、童貫俘方臘以獻。八月丙辰、方臘伏誅。

（宣和三年〔一一二一〕二月）、方臘が楚州に攻め入った。淮南の盗賊宋江が淮陽軍を侵し、また京東路・河北路を侵し、楚州・海州へ侵入した。夏四月…（中略）…庚寅（二十六日）、童貫は部将の辛興宗を用いて青溪（現浙江杭州市建德市淳安県）にて

方臘と戦い、これを生け捕りにした。五月丙申（三日）、宋江が生け捕りにされた。…（中略）…秋七月戊子（二十六日）、童貫が捕虜の方臘を献上した。八月丙辰（十五日）、方臘が処刑された。

方臘の乱とほぼ同時期、宣和三年（一一二一）二月に、淮南の賊宋江が、江蘇の淮陽軍と山東方面を掠め取った後、東進して楚州、沿海部の海州へ至ったとある。この部分は前出の『宋史』「徽宗紀」にそのまま踏襲されていた。注目すべきは、『宋史』には見えない「（宣和三年）五月丙申、宋江就擒」（〔宣和三年〕五月三日に宋江が生け捕りにされた）という記載が見える点である。四月二十六日に官軍の童貫軍により方臘が捕らえられ、その数日後の五月三日に淮南の賊宋江が生け捕りになったとすると、水滸説話や『水滸傳』で描かれるような、宋江が官軍に投降後して方臘討伐に従ったという事実は無かったことになる。但し、五月三日に捕らえられた宋江が何者であるか明記されていないため、淮南の賊宋江とは同姓同名の別人である可能性もある。そもそもこの部分は著者王偁による誤載であるとみなす学者も多い（第三節で詳述）。

淮南の賊宋江が海州へ至ってからの末路は、同書巻百八「張叔夜傳」に詳しい。前出の『宋史』「張叔夜傳」もこれに基づいたようである。

『東都事略』巻百八「列傳九十一（張叔夜）」

張叔夜…（中略）…以徽猷閣待制出知海州。會劇賊宋江剽掠至海、趨海岸、劫巨艦十數。叔夜募死士千人、距十數里、大張旗幟、誘之使戰。密伏壯士匿海旁、約候兵合即焚其舟。舟既焚、賊大恐、無復鬬志。伏兵乗之。江乃降。

張叔夜は…（中略）…徽猷閣待制を授かり、海州知府に任じられた。強賊宋江が掠奪を行って海州まで至り、海岸へ逃げ、巨艦十数隻を奪った。張叔夜は決死の勇士千人を募り、十里あまりを隔て、大々的に（官軍の）旗幟を掲げ、敵を誘い出して戦わせた。密かに屈強の軍士を海のそばに伏兵させておき、会戦が始まるのを待って敵の船を焼かせた。船が焼けると、賊はたいへ

ん恐慌し、戦意を失った。伏兵がこれに乗じた。宋江はついに投降した。

賊宋江が海州で張叔夜に投降した正確な時期については記載が無いため、宣和三年二月のことであるとか、前出の五月三日のことであるとか、もっと後の宣和四年頃のことであるとか、そもそも張叔夜に投降した事実は無かったとかいった、様々な見解が呈されている（第三節で詳述）。

同書巻百三「侯蒙傳」にも河朔（黄河以北）、京東路（山東）あたりを侵したという賊宋江の記載があり、同一人物であると考えられる。これも前出の『宋史』「侯蒙傳」にほぼそのまま踏襲されていたが、若干の異同がある事は既に述べた通りである。

『東都事略』巻百三「列傳八十六（侯蒙）」

侯蒙、字元功、高密人也。…（中略）…尋出知亳州、旋除資政殿學士、提舉崇福宮。於時宋江寇京東。蒙上書、陳制賊計曰、「宋江以三十六人横行河朔・京東、官軍數萬無敢抗者。其材必過人、不若赦過招降。使討方臘以自贖、或足以平東南之亂。」徽宗曰、「蒙居閒不忘君、忠臣也。」起知東平府、未赴而卒。年六十八。

侯蒙、字は元功、高密（現山東省濰坊市）の人である。…（中略）…ついで亳州の知州に任じられ、資政殿学士、崇福宮提挙を授かった。時に宋江が京東路を侵した。侯蒙は上書し、賊をおさえる計略を述べた、「宋江は三十六人を用いて河朔・京東路に横行していますが、官軍数万にはよう張り合う者がおりません。その人材は必ずや人より秀でており、赦免して招安するに越したことはありません。方臘の乱を討たせて自ら贖罪させれば、或いは東南の乱を平らげることができましょう。」徽宗が言った、「侯蒙は閑居しても主君を忘れぬ忠臣じゃ。」東平府知府に任用され、着任せぬうちに逝去した。享年六十八歳。

これは宋江が三十六人の仲間を率いていたことを記す比較的信頼性の高い最古の資料ということになるが、これを宋江三十六人説話が史実であったことを示す資料とみるか、或いはすでに南宋で語られていた宋江三十六人説話の影響を受けている資料とみるか、見解が分かれる所である。

また、この『東都事略』を含め、南宋期成立の史書では、宋江は「淮南盗」や「劇賊」と称されており、後世に見られるような「梁山泊」（現山東省済寧市梁山県に位置した沼地）に根拠地を置いたという形象は、未だ認められないことにも注意される。

『三朝北盟會編』

南宋・徐夢莘撰『三朝北盟會編』二百五十巻は、北宋の徽宗政和七年（一一一七）から南宋の高宗紹興三十二年（一一六二）までの事蹟について、官私の著述二百種あまりを引用して編纂された史書である。撰者の徐夢莘（一一二六～一二〇七）は、字商老、臨江（現江西省樟樹市）の人、南宋の高宗紹興二十四年（一一五四）の進士で、南安軍（現江西省瑞金市大余県）教授、湘陰県（現湖南省臨湘市）知県などを歴任し、最終的に賓州（現広西壮族自治区南寧市賓陽県）知州に至る。靖康の変に発憤して歴史研究を始め、光宗紹熙四年（一一九三）に『三朝北盟會編』を完成させた（『宋史』巻四百三十八「列傳第百九十七、儒林八、徐夢莘」）。

この『三朝北盟會編』巻八十八に、張叔夜に破られたという賊宋江の名が見える。

『三朝北盟會編』[8] 巻八十八

張叔夜、字嵇仲、開封人。…（中略）…後起知海州、破羣盗宋江有功。

張叔夜、字は嵇仲、開封（現河南省開封市）の人である。…（中略）…のち召されて海州知州となり、群盗宋江を破るのに功績があった。

これは前出『東都事略』に見える淮南の賊宋江と同一人物であろう。但し、張叔夜が宋江を降した時期はやはり明記されていない。

一方、本書巻五十二に引く『中興姓氏姦邪録』の言には、方臘討伐に参加したという官軍の宋江の名が見える。

『三朝北盟會編』巻五十二

宣和二年、方臘反睦州、陷温・台・婺・處・杭・秀等州、東南震動。以貫爲江浙宣撫使、領劉延慶・劉光世・辛企宗・宋江等軍二十餘萬往討之。

宣和二年（一一二〇）、方臘が睦州で叛を起こし、台州・婺州・処州・杭州・秀州などに攻め入り、東南地方は震撼した。童貫を江浙宣撫史とし、劉延慶・劉光世・辛企宗・宋江らと軍二十万あまりを率させてこれを討伐に向かわせた。

巻二百十二に引く『林泉野記』の言にも、方臘討伐軍の中に宋江の名が見える。

『三朝北盟會編』巻二百十二

宣和二年、方臘反於睦州。光世別將一軍、自饒趨衢・婺、出賊不意、戰多捷。數郡之民、皆爲立生祠。臘敗走、入清溪洞。光世遣諜察知其要險難易、與楊可世・宋江並進、擒其僞將相、送闕下。

宣和二年、方臘が睦州で叛を起こした。劉光世が別に一軍を率いて、饒州より衢州・婺州へ進み、賊の不意をうち、戦って多くの勝利を収めた。数郡の民は、みなために生祠を建てた。方臘は敗走し、青渓の洞に逃げ込んだ。劉光世は探察軍にその険要の地を視察させ、楊可世と宋江とを並進させ、その偽将・偽相を生け捕りにし、都へ護送した。

この官軍の宋江は、童貫が方臘討伐のために派遣した軍隊に属する一将とのことである。童貫が方臘討伐のために江浙淮南等路宣撫使に任ぜられたのは、『宋史』巻二十二「徽宗紀」に拠れば宣和二年（一一二〇）十二月丁亥、『通鑑長編紀事本末』巻四十一「討方賊」等に拠れば宣和三年正月癸卯になっている。官軍宋江がいつから童貫軍に従軍したのかは『三朝北盟會編』の記載からも明らかでないものの、宋江が宣和三年四月二十六日の青渓での方臘捕縛時にはすでに従軍していたものと読み取れる。仮にこれが淮南の賊宋江と同一人物であるならば、水滸説話や『水滸傳』で宋江が官軍に投降した後に方臘討伐を行うのには、基づく所の史実があったということになる。しかし、方臘討伐に参加したという官軍宋江の来歴が明記されていないため、これが淮南の賊宋江と同一人物であるのか考

証することはできず、同姓同名の別人物である可能性も否めない。

『通鑑長編紀事本末』

南宋・楊仲良（生平不詳）の編になる史書『通鑑長編紀事本末』（『續資治通鑑長編紀事本末』とも称される）は、北宋太祖から欽宗に至る九朝の歴史を本末体で記した史書である。『四庫全書』にも未著録で、その記載の真偽には異説ある所だが、巻百四十一に方臘討伐に従軍した官軍宋江の名が見える。

『通鑑長編紀事本末』[9]巻百四十一「徽宗皇帝、討方賊」

（宣和三年四月）戊子、初、童貫與王禀・劉鎮兩路預約會于睦・歙間、分兵四圍包幫源洞于中、同日進師。…（中略）…劉鎮將中軍、楊可世將後軍、王渙統領馬公直并裨將趙明・趙許・宋江、既次洞後。…（中略）…而未得僞酋方臘。翌日搜山。庚寅、王禀・辛興宗・楊惟忠生擒方臘于幫源山東北隅石澗中。

（宣和三年〔一一二一〕四月）戊子（二十四日）、はじめ、童貫は王禀・劉鎮の両軍とあらかじめ睦州（現浙江省杭州市建德市）・歙州（現安徽省銅陵市歙県）のあたりで合流し、兵を四方に分けて幫源洞を中心に包囲しておいたが、この日軍を進めた。…（中略）…劉鎮が中軍を率い、楊可世が後軍を率い、王渙が馬公直ならびに裨将（副将）の趙明・趙許・宋江を率い、みな洞の背後にやって来た。…（中略）…しかし未だ偽酋（敵の領袖）方臘は捕らえられなかった。翌日は山中を捜索した。庚寅（二十六日）、王禀・辛興宗・楊惟忠が方臘を幫源山の北隅の石澗中で生け捕りにした。

この『通鑑長編紀事本末』の記載は、前出の『三朝北盟會編』に見える官軍宋江の記載よりは詳しく、宣和三年四月二十四日、官軍が方臘の根拠地幫源洞を包囲した経緯の中に宋江の名が見える。しかし、『三朝北盟會編』と同じく、この官軍宋江が、准南の賊宋江と同一人物なのか、或いは別人物なのかは不明である。

『皇宋十朝綱要』

南宋・李埴撰『皇宋十朝綱要』二十五巻は、北宋九朝および南宋高宗朝の事蹟を編年体で記した史書である（『四

庫全書』未著録）。撰者の李埴（一一六一～一二三八）は、字季允、李燾の第七子、丹棱（現四川省眉山市丹棱県）の人、南宋の光宗紹熙元年（一一九〇）の進士で、潼川府（現四川省江油市三台県）知府、常徳府（現湖南省常徳市）知府を歴官し、夔州（現重慶市奉節県）知州となった時には、士子と講学して夔人に愛されたという。召されて礼部侍郎に昇進し、理宗に取り立てられるが、法の執行が厳正で、侃々と持論を主張するため政府に忌まれ、沿江制置副使兼知鄂州（現湖北省武漢市武昌区）に遷される。後、遂寧府（現四川省遂寧市）知府、四川制置使兼知成都（現四川省成都市）を経て、召されて礼部尚書となり、周敦頤・程頤・程顥・張載ら理学者を孔子廟に従祀するよう奏請して認められ、さらに資政殿学士知眉州となった（清・陸心源輯撰『宋史翼』巻二十五「列傳第二十五、儒林三、李埴」）。理宗端平年間（一二三四－三六）には吏部尚書兼修国史、実録院修撰となって『高宗正史』の編修に携わっている。[10] ちなみに父の李燾は、南宋初に国史纂修に従事した経歴を持ち、『資治通鑑』に倣って『續宋編年資治通鑑』を撰した人物である。

この『皇宋十朝綱要』巻十八の宣和元年十二月～宣和三年二月に、賊宋江の名が見える。

『皇宋十朝綱要』[11] 巻十八

（宣和元年）十二月、…（中略）…詔、招撫山東道宋江。…（中略）…

（宣和三年）二月、…（中略）…庚辰、宋江犯淮陽軍、又犯京東・河北路、入楚州界。知州張叔夜招撫之、江出降。…（中略）…四月、…（中略）…庚寅、生擒臘於幫源上東北隅石澗中。……

（宣和元年〔一一一九〕）十二月、…（中略）…山東道の盗賊宋江を招安せよとの詔が下った。…（中略）…

（宣和三年）二月、…（中略）…庚辰（十五日）、宋江が淮陽軍を侵し、また京東路・河北路を掠め取り、楚州界隈へ侵入した。知州の張叔夜がこれを招安し、宋江は投降した。…（中略）…四月、…（中略）…庚辰（二十六日）、方臘を幫源あたりの東北隅の石澗中で生け捕りにした。……

宣和元年十二月に宋江の乱が起こり、宣和三年二月十五日、山東の賊宋江（おそらく淮南の賊宋江と同一）が（原文ではおそらく脱誤しているが海州にて）張叔夜に投降したとあるが、この時期が明記されているのが本資料の特徴であると言えよう。ちなみに編者李埴の父李燾が著した『續宋編年資治通鑑』の巻十八では宣和二年十二月のこととしているが、他資料とつきあわせると、それはどうも早すぎるように思われる（高島俊男氏が指摘[12]）。

また宣和三年四月庚寅（二十六日）には「生擒臘於幫源上東北隅石澗中」（方臘を幫源の東北隅の石澗中で生け捕りにした）とあるが、そのあたりには『三朝北盟會編』・『通鑑長編紀事本末』にあったような官軍宋江の働きは記されていない。但し以下のように、六月に至って、南東の浙江台州仙居県で乱を起こしていた呂師囊（方臘に呼応して起った賊、詳しくは後述）を首領とする賊党を、官軍の宋江が討ったという記載がある。

（宣和三年六月）辛丑、辛興宗與宋江破賊上苑洞。姚平仲破賊石峽口。賊將呂師囊棄石城遁走。擒其僞太宰呂助等。

（宣和三年六月）辛丑（九日）、辛興宗・宋江が賊を上苑洞に破った。姚平仲が賊を石峽口に破った。賊将の呂師囊は石城を棄てて遁走した。賊の偽太宰呂助らを生け捕りにした。

以上の『皇宋十朝會要』の記載を総合すると、宣和元年に山東で起こった賊宋江が、淮陽軍・京東路・河北路を掠め取った後、宣和三年二月十五日に楚州（海州が脱誤するか）にて張叔夜に投降し、招安され、童貫の方臘討伐軍に協力して、六月に官軍の辛興宗と共に方臘の賊党を上苑洞にて討ったかのようにも読める。しかし、やはり官軍宋江の来歴が書かれていないため、准南の賊宋江と同一人物であるかどうかは不明であると言わざるを得ない。

以上、南宋期成立の史書四種を見てきた。ここで問題を整理して筆者の意見を述べておく。まず、賊の宋江が、宣和元年・二年・三年頃に淮南から山東で活動し、海州で張叔夜に投降したらしいことが確認された。投降した時

期について、『東都事略』には「（宣和三年）五月三日に宋江が捕らえられた」という記載があるものの、この宋江が張叔夜に投降した淮南の賊を指すのかは不明である。『皇宋十朝綱要』には宣和三年二月庚辰（十五日）に淮南の賊宋江が張叔夜に投降したとあるが、これを信じてよいかも難しい所ではある。次に、『東都事略』以外の三種の史書には、官軍の宋江が方臘討伐に従ったという記載があるが、淮南の賊宋江が五月三日に捕らえられたのだとすれば、四月の方臘討伐に従軍できるはずはないから、両者は別人ということになる。或いは二月十五日にすでに張叔夜に投降していたとしても、わずか二ヶ月後に方臘討伐の官軍に参加して、副将として重要な役どころを任されるなどとは考え難い。そうであるからには、淮南の賊宋江と官軍の宋江は同姓同名の別人であるとみなすのが合理的で自然な説明となろう。もしくはいずれかの史書（または全ての史書）の記載が誤っている可能性も無いわけではないが、この問題については、先行研究の各説をとりあげながら、第三節で再度考察する。

（二）墓誌銘

では、史書以外に、歴史学でしばしば考実に用いられる墓誌銘にも目を向けてみたいが、墓誌銘には個人を美化する誇張粉飾が施されている可能性があることは注意して見なければならない。ここでとりあげる二種は、賊宋江を討伐する軍に参与した官人の墓誌銘である。特に後者の「折可存墓誌銘」は一九三六年に出土し、学界に旋風を巻き起こした新資料である。

王師心墓誌銘

汪応辰（一一一八～七六）は、字聖錫、信州（現江西省上饒市）玉山の人、南宋の高宗紹興五年（一一三五）の進士で、官は吏部尚書に至る（『宋史』巻三百八十七「列傳第百四十六、汪應辰」）。著に『文定集』があり、その巻二十三「誌銘」に、汪が北宋の人、王師心のために書いた墓誌銘「顯謨閣學士王公墓誌銘」が収められている。

汪応辰「顯謨閣學士王公墓誌銘」（汪応辰『文定集』[13]巻二十三）

公諱師心、字與道、世爲婺州金華人。…（中略）…登政和八年進士第、授迪功郎、海州沭陽縣尉。時承平久、郡縣無備。河北劇賊宋江者、肆行莫之禦。既轉掠京東、徑趨沭陽。公獨引兵要擊於境上、敗之、賊遁去。

（王）公は諱を師心、字を与道といい、代々婺州金華（現浙江省金華市）の人であった。徽宗政和八年（一一一八）に進士に及第し、迪功郎、海州沭陽県の尉を授かった。時に長らく平穏が続いており、郡県には武備が無かった。河北の劇賊（凶暴な大盗賊）宋江なる者が、武備が無いのをいいことにほしいままに横行した。（宋江は）京東路を巡って掠め取り、まっすぐ沭陽に逃げてきた。公はひとり兵を率いて県境あたりで迎撃せんとし、これを破ると、賊は遁走した。

王師心は海州沭陽縣の尉であった時に、そこへ逃亡してきた宋江と対峙したとのことである。前出の諸史書に見えた、淮南の賊宋江が最終的に海州で張叔夜に投降したのと同時期のことであろう。

折可存墓誌銘

北宋の末頃に范圭なる人物が撰した墓碑「宋故武功大夫河東第二將折公墓誌銘」（以下「折可存墓誌銘」と略称、西安碑林現蔵）は、一九三六年に陝西省の府谷県で発見された新資料である。墓碑の主は折可存という人で、その一族折氏は、中国と北方民族の攻防地である雲中（現山西省大同市）の大族で、晋・漢以来、府州（現陝西省榆林市府谷県）を根拠地として西北の秩序を保ち、中国もこれを頼りにしていた。折可存の曾祖惟忠、祖父継閔、父克行はみな宋王朝のために軍功を挙げている（『宋史』巻二百五十三「列傳第十二、折德扆、子御勳・御卿、曾〔玄の誤か〕孫克行」）。一九七六年に府谷県の折氏家族墓地で発見された「折繼閔神道碑」（折可存の祖父の墓碑）から知られることには、折可存は折継閔の二十二人の孫の一人で、排行は十八であった。折可存その人の伝は『宋史』に立てられていないが、宣和二年十二月（或いは宣和三年正月）に編成された童貫率いる方臘討伐軍に参加し、方臘の賊党呂師囊を捕らえたとの事績が、『宋史』巻四百四十六「楊震傳」に以下の如く見える（劉一止撰「宋故敦武郎

知麟州建寧寨累贈太師秦國公楊公〔震〕墓碑」〔『苕溪集』巻四十八〕には合戦の様子がより詳しく述べられている）。

（楊震）從折可存討方臘、自浙東轉擊至三界鎮、斬首八千級。追襲至黄巖、…（中略）…生得（呂）師囊、及殺首領三十人。

（楊震は）折可存に従って方臘を討ち、浙東から転じて三界鎮（現安徽省紹興市周辺）を撃ち、八千人の首級をあげた。追撃して黄巖（現浙江省台州市黄岩区）に至り、…（中略）…賊の呂師囊を生け捕りにし、首領三十人を殺した。

呂師囊については、『皇宋十朝綱要』の項でも簡単な説明を加えたが、方臘が宣和二年（一一二〇）に睦州（現浙江省杭州市建徳市）で反乱を起こして諸府州を侵すや、それに呼応して南東の台州（現浙江省台州市）仙居県で起った賊党である。宣和三年四月二十六日に方臘が睦州青溪で擒に就いた後も、呂師囊は官軍との攻防を続け、前出『皇宋十朝綱要』巻十八の記載に拠れば、約一ケ月半後の六月辛丑（九日）に、台州仙居県周辺で賊党討伐に当たっていた官軍の辛興宗・宋江が上苑洞を破り、姚平仲が石峡口を破ると、大将呂師囊は石城を棄てて遁走したという。そして最終的には、台州の黄巖で、楊震を従える折可存に討たれたということである。六月初めに遁走した際に既に虫の息であったものと想像され、ほどなくして追い詰められ捕らえられたのではないかとも推察されるが、以下に引く北宋・方勺撰『泊宅編』[14]巻五の記載により、呂師囊は宣和四年三月に捕らえられたのだとする説もある。

台州仙居人呂師囊・方嵓山賊陳十四公等皆起兵、略温・台諸縣。四年三月討平之。是役也、用兵十五萬、斬賊百餘萬、自出至凱旋、凡四百五十日。

台州仙居県の人呂師囊・方嵓山の賊陳十四公らが兵を起こし、温州・台州の諸県を掠め取った。宣和四年三月にこれを討って鎮圧した。この戦（方臘討伐戦）には、十五万の兵を用い、斬首した賊は百万余り、（都を）出発してから凱旋まで、凡そ四百五十日かかった。

但し、この記載では、討伐軍が呂師囊だけでなく陳十四公など浙江南東部の諸々の賊党を全て討ち終えたのが、宣

和四年三月のことと解釈される。また討伐軍が都を出発してから凱旋するまで四百五十日かかったともあるが、その起点は、童貫が宣和二年十二月（或いは宣和三年正月）に江浙淮南等路宣撫使に任ぜられたのを指すのか、或いはそれ以前から官軍が細々と平乱のために出撃させられていたのを指すのか、はっきりしない。以上の理由から、折可存が掃討戦を終えて都へ戻った時期も、正確には割り出せない。

これを踏まえて、折可存の墓誌銘を見てみよう。

范圭「宋故武功大夫河東第二將折公墓誌銘」[15]

公諱可存、字嗣長、府州之折也。…（中略）…方臘之叛、用第四將從軍、諸人籍［井口注：藉の誤か］才、互以推公。公遂兼率三將兵、奮然先登、士皆用命。臘賊就擒、遷武節大夫。班師過國門、奉御筆捕草寇宋江。不逾月、繼獲、遷武功大夫。…

公は諱を可存といい、字は嗣長、府州の折氏の人であった。…（中略）…方臘の反乱にあたり、第四将（公）は登用されて従軍したが、諸人が才能を口実として、互いに公を推薦したのである。公はかくて三人の将と軍士を率い、奮って先陣を切ったため、軍士はみな命令に忠実であった。方臘の賊が生け捕りになると、武節大夫となった。軍が国門を過ぎる時、草寇（山賊）の宋江を捕らえよとの御筆を奉じた。月をこえずして、続けざまに捕らえ、武功大夫となった。

この文章には三点の問題がある。第一に、折可存は「臘賊」を討った功で武節大夫に進んだということだが、「臘賊」を方臘その人と解釈するなら、方臘が生け捕りとなった宣和三年四月二十六日の功と推察されるが、「臘賊」を呂師囊などの方臘賊党と解釈するなら、数ヶ月から一年ほど降る可能性が出てくる。第二に、その直後の文章に「班師過國門」（軍が国門を過ぎた）所で「草寇宋江」を捕らえよとの御筆が下ったとあるのについて、浙江で臘賊を討ってから数ヶ月かけて都汴京（現河南省開封）に帰着した時のことを言うのだと考えるか、或いは「班師過國門」はあくまで臘賊を討った直後に汴京への途上に就いたことを言うのだと考えるかによって、「草寇宋江」を討った時

期が変わってくる。第三に、「草寇宋江」は淮南の賊宋江を指すのかという問題である。折可存が方臘捕縛の直後に淮南の賊宋江を討ったのだとする説もあるが、方臘捕縛後に官軍の宋江が造叛したのを討ったのだとする説もあり、また淮南の賊宋江の威を借りて同姓同名を名乗っていた小盗を討ったのだとする説もある（第三節で詳述）。

以上から、「折可存墓誌銘」は、淮南の賊宋江が捕らえられた時期や状況を示す決定的な証拠とは言い難いとみなすのが、現実的ではないかと思われる。

（三）筆記小説・詩

史書・墓誌銘のほか、宋代筆記小説・詩にも宋江の名が残っている。筆記小説や詩は歴史学的な考実には資するものではないかもしれぬが、ここでは小説『水滸傳』の源流を思わせる資料二種に言及しておきたい。

方勺『泊宅編』巻五

北宋・方勺撰『泊宅編』十巻は、北宋の哲宗元祐年間（一〇八六―九四）から徽宗政和年間（一一一一―一八）に至る朝野の旧事遺聞を採録した筆記小説である。撰者の方勺は、字仁声、婺州（現浙江省金華市）の人で、元祐年間、蘇軾が杭州刺史であった時にその門下生となり、後に湖州（現浙江省湖州市）の西渓に移り住んで自ら泊宅翁と号した。著書には『泊宅編』の他、方臘の乱と童貫軍による鎮圧の事を収めた『青溪寇軌』がある（『四庫全書総目提要』巻百四十一「泊宅編三巻」）。

この『泊宅編』[16]巻五に、京東路の賊宋江が各地を掠めとったとの記載がある。

宣和二年十月、睦州青溪縣堨村居人方臘、託左道以惑衆。…（中略）…十二月四日、陷睦州。初七日、歙守・天章閣待制曾孝蘊以京東賊宋江等出入青・齊・單・濮間、有旨移知青社。一宗室通判州事、守禦無策。十三日、又陷歙州。

宣和二年十月、睦州青溪県堨村の居民、方臘が、巫蠱の術をたのんで民衆を惑わした。…（中略）…十二月四日、睦州を陥落させた。七日、歙守・天章閣待制の曾孝蘊が、京東路の賊宋江が青州（現山東省臨博市臨淄区）・済南府（同上済南市）・単州（同上菏澤市単県）・濮州（同上鄄城県）のあたりに現れていることを以て、青社（地名不詳）の知事にうつるよう聖旨を下された。一方宗室や通判、州事は、城を守って敵を防ぐことに無策であった。十三日、（方臘は）また歙州を陥落させた。

余嘉錫はこの記載を引いて、「此可見宋江當時聲勢之盛、致朝廷有東顧之憂」（宋江の当時の気勢がすさまじく、朝廷に東顧の憂いを持たせていたことがわかる）と述べている。[17]

李若水「捕盗偶成」詩

次に、北宋末年の人、李若水の「捕盗偶成」詩（『忠愍集』巻二）を挙げる。李若水（元名は若冰）は、字清卿、洺州（現河北省武安市永年県）曲周の人、太学の上舎から進士に登第して済南の教授に任じられ、欽宗靖康元年（一一二六）に太学博士となる。同年、著作佐郎に遷り、金への使者として遣わされるが、帰途に就くや金軍が南下したので、融和を説きに向かった。これにより礼部尚書に抜擢されたが固辞し、吏部侍郎に改められた。翌靖康二年（一一二七）、禁軍が徽宗・欽宗らを捕虜として北還した際、李若水も扈従し、廃位を求める金と争って死んだ（『宋史』巻四百四十六「列傳第二百五、忠義一、李若水」）。この忠国の士は、招安に対する否定的な見方を詩に詠じている。それが以下の「捕盗偶成」詩であるが、ここに賊宋江が招安されたとの言説が見えるのである。

李若水「捕盗偶成」詩[18]　「盗を捕らへるに偶成す」詩

去年宋江起山東、白晝横戈犯城郭。
殺人紛紛翦草如、九重聞之慘不樂。
大書黄紙飛敕來、三十六人同拜爵。
獰卒肥驂意氣驕、士女駢觀猶駭愕。

去る年　宋江　山東に起ち、白昼　戈を横たへ城郭を犯す。
殺人　紛々として　草を翦（き）るが如し、九重　之を聞き　慘（いた）み楽しまず。
黄紙に大書し　勅を飛ばし来たり、三十六人　同（とも）に爵を拝す。
獰卒肥驂　意気驕り、士女　駢（なら）び観て駭愕す。

今年楊江起河北、戰陣規繩視前作。
嗷嗷赤子陰有言、又願官家早招却。
我聞官職要與賢、輒啗此曹無乃錯。
招降況亦非上策、政誘潛兇嗣爲虐。
不如下詔省科繇、彼自歸來守條約。
小臣無路捫高天、安得狂詞裨廟略。

今年 楊江 河北に起ち、戰陣規繩 前作を視る。
嗷嗷たる赤子 陰かに言有り、又た願わくば 官家 早く招却せんと。
我聞くならく 官職 賢に与ふるを要(もと)むれば、輒ち此の曹を啗(く)ふも 乃ち錯(たが)ふこと無し。
招降 況んや亦た上策に非ず、政が潛兇の嗣いで虐を為すを誘ふものなり。
詔を下し 科繇を省くに如かず、彼 自ら帰り来たりて條約を守る。
小臣 路無く 高天を捫(な)づ、安くにか狂詞を得て 廟略を裨(たす)けん。

昨年、宋江が山東で乱を起こし、白昼堂々と戈を構えて城を掠め取った。草を刈るように多くの人が殺され、朝廷はこれを聞いて憂悶し、三十六人みなに爵位を授けるとの勅書を下して招安した。その凶悪な軍士、肥えた馬は意気揚々とした様子で、人民は肩を並べて見ながら恐れ慄いたことであった。今年、戦陣や法度を宋江に倣った楊江（不明、賊の名か）が河北で乱を起こし、人民らは悲しみ叫んで、「朝廷は早く彼らを招安して欲しいものだ」と囁きあった。しかし、私の見聞では、官職というものは、賢者に与えた時にこそ、役職を奉じても誤ることが無いものである。まして招安などは上策ではなく、全国に潜んでいる暴徒が前例に倣って災いをなすのをこまねくようなものだ。それより賦税と徭役を免除するとの詔を下した方がよい、さすれば彼らは自ずから帰順して政府との協定を守るであろう。しかし、私は手立てなく高い天を撫でるばかり、並外れた言葉をひねり出して朝廷の遠計を輔佐したいものだ。

本詩は馬蹄疾編『水滸資料彙編』（中華書局、一九七七年）には採録されておらず、李志学「歴史上的宋江問題」（一九八五年）にてとりあげられ、「亦可説明宋江在海州「出降」後受招安、并被調往東京[19]」（宋江が海州で「投降」した後に招安され、東京開封府に召されたことを示している）証拠とされている。

三　先行研究概観

小説『水滸傳』に描かれる宋江の物語が事実であったかどうか、この問題は明清時代の学者の興味を惹く所でもあったようだが、現代においてこの議論の口火を切ったのは、胡適「水滸傳考證」（一九二〇年発表）[20]であろう。この胡適論考は、『水滸傳』の金聖嘆批評や明刻本の問題、史書の記載、南宋の水滸説話を伝える周密『癸辛雑識』（筆記史料）や『大宋宣和遺事』（話本）、水滸雑劇など、多方面にわたって水滸研究に関わる提言をなしたものである。史書の記載に言及した部分では、『宋史』の「徽宗紀」「張叔夜傳」「侯蒙傳」の記載に基づき、「這三條史料可以證明、宋江等三十六人都是歴史的人物、是北宋末年的大盗[21]」（この三条の史料は、宋江ら三十六人がみな歴史上の人物であり、北宋末年の大盗であったことを証明し得る）とした。

次に、魯迅が『中國小説史略』（北京新潮社、一九二三～二四年初版）[22]の「第十五篇　元明傳來之講史（下）」において、『水滸傳』成立の前史に言及する中で、『宋史』の他、南宋・洪邁（一一二三～一二〇二）の志怪小説集『夷堅乙志』[23]巻六に録される「蔡侍郎」の記事を引いている。

宣和七年、戸部侍郎蔡居厚罷、知青州、以病不赴。歸金陵、疽發于背、命道士設醮、倩所親王生作青詞、少日而蔡卒。未幾、王生暴亡、三日復蘇、連呼曰、「請侍郎夫人來。」夫人至、王乃云、「初如夢中、有人相追逮、拒不肯往、其人就牀見執。回顧、身元在牀臥、自意已死、遂俱行。…（中略）…俄西邊小門開、獄卒護一囚、杻械聯貫立庭下。別有二人舁桶血、自頭澆之。囚大叫、頓掣苦痛、如不堪忍者。細視之、乃侍郎也。主者退。復押入小門、回望某云、『汝今歸、便與吾妻説、速營功果救我、今秖是理會鄆州事。』」夫人慟哭曰、「侍郎去年帥鄆時、有梁山濼賊五百人受降、既而悉誅之、吾屢諫、不聽也。……」。

宣和七年（一一二五）、蔡居厚は戸部侍郎を罷めさせられ、青州（現山東省青州市）の知事に任じられたが、病のため任地に

行かなかった。金陵に帰ると、背に悪性の腫瘍ができ、道士に命じて祈祷を行わせ、親しくしていた王生に頼んで青詞（道教の祝文）を作ってもらったが、まもなくして蔡は死んだ。いくらもたたず、王生も突然死に、三日して甦ると、「（蔡）侍郎の奥方を呼んでくれ」と連呼した。夫人がやって来ると、王はなんとこう話した、「初めは夢の中のことのようでしたが、人が追いかけて来て、（私は）行くのを拒んで承知しなかったけれど、その人が床に迫って来たので捕らえられました。振り返ると、体は元通り床で寝ていましたので、私はもう死んだのだと思い、かくて（その人と）ともに行きました。…（中略）…（地獄の法廷で）にわかに西側の小門が開き、獄卒が一人の囚人を護送して、手枷足枷で繋いで法廷の下に立っております。他の二人は血の桶を持ち上げ、自分の頭からそれをかぶりました。囚人は大声で叫び、倒れて地面を叩きながら苦しみ、耐えられぬほどのようでした。これをよく見ると、なんと（蔡）侍郎でした。（法廷の）主が退きました。（蔡は）また小門に護送されて入って行きましたが、私を振り向いておっしゃいました、『おまえは今から帰って、私の妻に伝えておくれ、すぐに仏教の法事を開いて私を救うように、今では鄆州（鄆城県、即ち現山東省荷澤市を謂うか）の事件をよく理解した、と』。」夫人は慟哭して言った、「侍郎が去年軍を率いて鄆州に出向いた時、梁山濼の賊五百人は（官軍に）降伏することを受け入れましたのに、後に彼らを全て誅殺しました。私は何度も（蔡侍郎を）諫めたのですが、聴かなかったのです。……」。

「梁山濼賊五百人」（「濼」はもと山東の川の名、また湖沼の意）が、官軍に投降したにも関わらず、全て誅殺されたとの逸話が見えるのである。これについて魯迅は、「『乙志』成於乾道二年、去宣和六年不過四十餘年、耳目甚近、冥譴固小説家言、殺降則不容虚造、山濼健兒終局、蓋如是而已」[24]（『乙志』は南宋の乾道二年〔一一六六〕にできたから、宣和六年から四十数年しか経ておらず、見聞もごく近く、冥途の譴責うんぬんはむろん小説家の言であるが、投降した者を殺したというのは捏造とは思えない。梁山泊の強健の人の末路は、おそらくこんなものだったのだろう）と述べている。但し、この記事にある「梁山濼賊五百人」が宋江の乱と関係があったかは不明であるし、魯迅自身も指摘する所ではあるが、『夷堅志』は洪邁が見聞を記録した筆記小説に過ぎぬことから、記事の信頼性に欠け

ることは否めない。

以上の胡適・魯迅の言は、あくまで小説『水滸傳』の源流を史書や筆記に求めるという態度を保っており、史実（歴史的事実）の宋江の乱がどうであったかという考実ではない。おそらく胡適・魯迅は、小説と史実とを切り離して考えていたのであろう。

続いて、鄭振鐸が、『水滸傳』の前史と諸版本の異同について論じた「水滸傳的演化」（一九三四年発表）[25]「一」において、『宋史』の他、『三朝北盟會編』・『通鑑長編紀事本末』・『皇宋十朝綱要』といった南宋期成立の史書を用いて、宋江の乱の考実を行った。鄭振鐸は、宣和三年（一一二一）童貫が率いた方臘討伐軍に宋江が名を連ね（『三朝北盟會編』）、方臘捕縛直前の四月二十四日には包囲軍に参加し（『通鑑長編紀事本末』）、六月九日には宋江が上苑洞にて方臘の残党を破った（『皇宋十朝綱要』）とする記載があることを指摘し、「是則宋江之有其人、與他的投降討方臘之有其事、乃是確切無疑的史實了。這樣的一件英雄故事、流傳於民間、不到幾時、便成了一箇盛傳各處的英雄傳説、這箇傳説、又很快的便爲文人學士所采取、而成爲幾部盛傳各處的英雄傳奇[26]」（つまり宋江という人物は存在し、彼の投降と方臘を討った事件があったことは、確かに疑いない史実なのである。かかるひとくだりの英雄故事が、民間に流伝し、いくらの時も経ず、すぐさま各所に広く伝わる英雄伝説となり、この伝説が、また早くも文人学士に採取され、各所に盛んに伝わる数篇の英雄伝奇となったのである）と述べている。

さらに詳しく史書の記載の考実を試みた専論が、余嘉錫「宋江三十六人考實」（初出は一九三九年）[27]である。余嘉錫は、宋江三十六人の内の十五人、即ち「呼保義宋江」「青面獸楊志」「混江龍李俊」「九紋龍史進」「浪裏百跳張順」「大刀關勝」「黑旋風李逵」「一撞直董平」「賽關索王雄」「病尉遲孫立」「没羽箭張青」「浪子燕青」「鐵鞭呼延綽」「船火兒張横」「女將一丈青」の事蹟について、膨大な史書や筆記などの資料を整理・引用して考実を行った（このほか「三十六人」と「梁山濼」の節も立てる）。「呼保義宋江」の節では、鄭振鐸と同じく『宋史』・『三朝北盟會編』・『通

鑑紀事本末』・『皇宋十朝綱要』を引き、淮南の賊宋江は張叔夜に投降し、官軍に加わって方臘を討ったとする。この他、『東都事略』巻十一「徽宗紀」の「（宣和三年）五月丙申、宋江就擒」（〔宣和三年、一一二一〕五月三日、宋江が捕らえられた）という記載を初めてとりあげているが、これついて余嘉錫は、「事略此節敘事謬甚。宋江爲張叔夜招降後、即從童貫攻方臘、四月率師次幫源洞、六月破臘衆於上苑洞、皆有明文可考。五月正江與臘馳驅鏖戰之時、安得就擒乎」[28]（『東都事略』のこの節の叙事は甚だ誤りがある。宋江が張叔夜に招安された後、すぐに童貫に従って方臘を攻め、四月に軍を率いて幫源洞に宿営し、六月に方臘の賊党を上苑洞で破ったことは、みな明確な記載があって考証できる。五月にはちょうど宋江は方臘〔の賊党〕と熾烈な戦いを繰り広げている最中であって、どうして捕らえられるなどということがあろうか）として、『東都事略』の一文を誤りとみなして無視する態度をとった。また、『皇宋十朝綱要』巻十八のみに「六月に宋江が上苑洞にて賊を破った」とあることについて、「『宋史』…（中略）…諸書、敘方臘事、均一字不及宋江。蓋以江非大將、故略之耳。然里巷傳聞、固皆知江有隨攻方臘事、南宋説話人遂編入小説。如宣和遺事之類。作水滸傳者、從而鋪張之、盡以戰績歸之於江」[29]（『宋史』…〔中略〕…などの諸書は、方臘の事を述べるに、みな一字も宋江の名を記していない。おそらく宋江が大将でないために、これを省略しただけである。しかしちまたの伝聞では、もとよりみな宋江が方臘討伐に従った事を知っており、南宋の説話人がそれを小説に編入したのである。『宣和遺事』の類いの如しである。『水滸傳』を作った者は、これを誇張し、ことごとく戦功を宋江に帰したのである）と述べ、再度「江之從攻方臘無疑」（宋江が方臘を攻めるのに従軍したことは疑いない）と断じている。

しかし、余嘉錫の「宋江三十六人考實」が発表されたのと同年、一九三九年に、陝西省府谷県にて新資料「折可存墓誌銘」が出土するや、従来の議論に一石が投じられた。「折可存墓誌銘」には、北宋末の人折可存が、「臘賊」（方臘或いはその賊党）を討伐して武節大夫となったという記載の直後に、「班師過國門」（軍隊が国門を過ぎた）と

ころで「草寇宋江」を討てとの御筆を賜り、「不逾月」（月を越えず）してこれを捕らえたという記載がある。つまり、方臘捕縛の後に宋江が捕らえられたとする資料というわけである。

これをどう説明するか、識者の頭を悩ませたようであるが、まず張政烺が「宋江考」（初出は一九五三年）[30]において新説を提唱した。張政烺の主張によれば、宋江は宣和三年二月にひとたび官軍張叔夜の招安を受けたが、それは追い詰められて虫の息であったための詐降であって、次の機会を待って再び造叛したはずである。「折可存墓誌」に臘賊を討った後に宋江が捕らえられたとあるのは、最終的に宋江が捕らえられた時のことである。つまり、「唯一可能的解釋便是宋江前次投降是詐降、現在又暴動起來了、所以折可存才受命捕討。宋江終竟因爲寡不敵衆、不久便又被擒、他的運命便也同方臘一樣、免不掉『伏誅』[31]」（唯一可能な解釈は、宋江の先の投降は詐降であり、今また暴動を起こし、故に折可存が命を受けて討伐した。宋江は結局数で勝る敵にかなわなかったため、久しからずしてまた捕らえられ、彼の命運も方臘と同様に、「誅に伏す」ことは免れなかったのだ）とする説である。また最終的に折可存が宋江を討った時期については、第二節前出の『宋史』巻四百四十六「楊震傳」・方勺撰『泊宅編』巻五の記載を引いて、折可存は宣和三年四月に方臘を討った後、続けて呂師囊討伐に向かい、宣和四年三月に呂師囊を討って、五月、六月頃にやっと汴京に戻ったのであり、その翌月に宋江を捕らえたのだとする（但し先にも述べた通り、折可存が呂師囊を討った時期及び都へ帰還した時期は、正確には不明である）。また、『東都事略』巻十一にある「（宣和三年）五月三日に宋江が捕らえられた」とする記載については、以下に引くように、宋一代の詔勅・条例を輯録した清・徐松輯『宋會要輯稿』[32]第百七十七冊「兵十二、捕盜二」に、宣和三年五月三日、張叔夜の職を賊徒斬捕の功績により一等進めるという旨の徽宗の詔があることを指摘し、『東都事略』の撰者王偁がこの詔を材料としながら、誤って「五月三日、宋江就擒」と記してしまったのだろうとする。[33]

（宣和三年）五月三日、詔、近縁諸州軍守臣間非其人、以致盜賊竊發。唯徽猷問（ママ）待制知海州張叔夜・直龍圖閣

知襲慶府錢伯言・直龍圖閣知密州李延熙、能責所部、斬捕賊徒、聲績著聞、寇盜屏跡、宜各進職一等、以爲諸郡守臣之勸。

（宣和三年）五月三日、詔、近ごろ各地の州軍の長官の間の者が（みな）非其人（その職に見合わない駄目な人物）であるために、盜賊が地下で活動している。ただ徽猷閣待制知海州の張叔夜・直龍圖閣知襲慶府の錢伯言・直龍圖閣知密州の李延熙だけは、配下をよく遣いこなし、賊徒を斬捕し、声望も功績も広く聞こえ、盜賊らも影をひそめている。それぞれの職を一等進め、諸郡の守臣の手本とすべきである。

但し、この『宋會要輯稿』記載の詔勅には、張叔夜が宋江を斬捕したとは書かれていないため、他の賊徒を斬捕した功績を言っている可能性も否めない。王偁のような歴史家が、『東都事略』を編纂する際にこの詔を目にして、張叔夜が宋江を降した件と結びつけ、しかも、張叔夜を昇進させる詔が下ったと記すのではなく、宋江が捕らえられたことを五月三日の条に記すということがあり得るのか、疑問もある。ちなみに張政烺は、淮南の賊宋江は宣和三年二月に張叔夜に詐降したものの、方臘討伐軍への参加には間に合わなかったはずだと考える。方臘討伐の官軍に宋江が従っていたとする『三朝北盟會編』・『通鑑長編紀事本末』・『皇宋十朝綱要』といった史書の記載は誤りであるとして、「南宋的士大夫對於北宋末年的事情已經很多説不清楚了、但是好玩弄筆墨的人却喜歡著作、採摭小説。這様、宋江平方臘的故事便慢慢的浸透到私家著述的「野史」里…（中略）…、再進一歩又影響了一些編年体的史書」[34]（南宋の士大夫は北宋末年の事情についてすでに多くの事を明瞭に語ることができなくなっていたが、筆墨を弄することを好む者が著述にしたがり、小説〔ちまたの伝聞〕を拾い上げてしまったのだ。このようにして、宋江が方臘を平らげたという故事はゆっくりと私的な著述である「野史」の中に浸透して行き…〔中略〕…、さらに一歩進んでいくつかの編年体の史書に影響を与えたのである）と述べている。

一方、宋江はそもそも投降しておらず招安もされておらず、ただ官軍に討たれたのだとする大胆な説を唱えたの

が、厳敦易『水滸傳的演変』（一九五七年出版）[35]――『水滸傳』の成立と変容、享受の歴史を総合的に論述した大著――である。厳敦易は、その首篇「歴史上的宋江」において史書等の資料の考実を行っているが、まず、張政烺と同じく、『三朝北盟會編』・『通鑑長編紀事本末』・『皇宋十朝綱要』といった史書はすべて「野史」であり、「這些野史的記載、可能是不足爲據的、正縁是出於南宋人之手、在這一件事上、也就愈不可靠。這是南宋時期已經有了宋江傳説的後果[36]」（これらの野史の記載は、おそらく依拠するに足るものではないし、南宋の人の手になるものであるとなれば、この一件［井口注：方臘討伐の官軍に宋江が参加したとあること］については、いっそう信頼することはできない。これは南宋期にすでに宋江の伝説の影響を受けた後にできたものなのである）、「他們在寫作時、聯想到有侯蒙建議的事實、便因此有關方臘的敍事中、帶上一個宋江的名字、這是輕而易舉的事[37]」（彼らは抄写する際、侯蒙が建議したという事実があったことを連想し、それで方臘に関する叙事の中に、宋江の名前を含めてしまったのであり、これはちょっとした筆の誤りなのである）とする。そして、「折可存墓誌銘」を「一個比較更可證信的材料、能夠説明宋江絶對不能去隨征方臘」（比較的考証して信ずるに足る資料、宋江が絶対に方臘討伐に従うことはあり得なかったことを説明し得るもの）としてとりあげ、「方臘被俘在宣和三年四月、折可存又曾續行去攻方臘部將台州呂師囊、平定呂師囊、已在四年三月、他回到汴京、應該還在以後。這時候、宋江大概還繼續在京東一帶活動、所以就由浙江回來的禁軍就便去打他了。這個材料、同時又證明了宋江於宣和三年二月在海州投降張叔夜一説的訛誤[38]」（方臘が捕らえられたのは宣和三年四月のことで、折可存は引き続き方臘の部将である台州の呂師囊を攻めており、呂師囊が平定されたのは、宣和四年三月になってからのことであるから、折可存が汴京に戻ったのは、それ以後のはずである。この時、宋江がおそらくまだ京東一帯で活動を続けていたために、浙江から戻った禁軍が彼を討ちに行ったのである。この史料は、同時に宋江が宣和三年二月に海州で張叔夜に投降したという説の誤りをも証明している）と断じている。『東都事略』の「（宣和三年）五月三日に宋江が捕らえられた」という記載も誤りだとして無視する。

我が国では、宮崎市定が「宋江は二人いたか」（一九六七年六月）[39]を発表し、諸々の史書に基づいて合理的な説明を試みた結果として、北宋末には二人の宋江が存在したとする説を提唱した。宮崎は、『皇宋十朝綱要』は賊宋江が淮陽軍を犯して楚州（おそらく直後に「海州」が脱）で張叔夜に投降した旨を宣和三年二月庚辰（十五日）の条に記しているが、「庚辰の日に起こつたのは、…（中略）…最後にある張叔夜が宋江を招撫したことではなく、最初に書いてある淮陽軍侵入の事実であつたに違いない。従つてそれ以後に書いてある事実はその後に起つたことを便宜上、この場所にひと纏めにして書きこんだに過ぎない」[40]とみなし、宋江が実際に張叔夜に投降したのは、『東都事略』に見える五月三日であるとする。また、「折可存墓誌銘」に見える「（折可存）班師過國門、奉御筆捕草寇宋江」（「折可存の」軍が国門を過ぎる時、草寇の宋江を捕らえよとの御筆を奉じた）について、張政烺と厳敦易が、折可存が浙江台州仙居の賊呂師囊を討ち終わってから都へ凱旋した宣和四年のことと推測したのに対して、宮崎は、折可存が方臘を討ってから「間もなく」のことと解釈し（後年の校訂版では「（「過國門」は）天子の膝元に近い京畿路の境界まで引きあげたことを指す」とする）[41]、宣和三年五月三日のことと推測する。その上で、宣和三年二月頃に海州に至って張叔夜と戦い、同年五月三日に捕らえられた賊宋江と、同年四月にかけて童貫の方臘討伐軍に従った宋江は、同姓同名の別人であると結論づけたのである。但し、宮崎の説だと、五月三日に最終的に淮南の賊宋江を捕らえたのは張叔夜なのか、或いは折可存なのか、疑問が残る。折可存が方臘討伐直後に浙江から北上して、江蘇海州の張叔夜に合流して淮南の賊宋江を降し、また方臘の賊党呂師囊を討つために浙江台州まで南下したと考えるのだろうか。それならばいっそ、張叔夜に降った淮南の賊宋江と、方臘討伐の官軍に従った宋江と、折可存に討たれた草寇宋江はそれぞれ別人で、北宋末には三人の宋江が存在したとする方が、より自然な説明となるようにも思われる（宮崎は「先ず常識的に考えて宣和元年から三年までの間に、そんなに幾人もの宋江が同時に活動したとは思えない」として否定するが）。

一九七七年には馬蹄疾編『水滸資料彙編』（中華書局、古典文学研究資料彙編、一九七七年）が刊行され、史書・筆記・小説・評論など、水滸に関わる主要資料を、誰もが幅広く略読することが可能となった。

この後の学界では、歴史上の宋江は果たして官軍に投降して方臘討伐に従ったのか、或いは投降したり方臘討伐に従うことなく捕らえられ誅殺されたのかという問題に焦点が当てられ、激しい応酬が交わされた。その背景には、それまでは小説『水滸傳』に描かれた宋江を、農民起義を導いた革命指導者として評価していた中国共産党が、一九五〇年代より態度を変え、宋江が投降して統治階級に協力し、農民起義の領袖である方臘らを討つのはよくないとして、一九七五年には、小説『水滸傳』の宋江は農民起義の領袖であるが投降派の裏切り者であり、『水滸傳』は投降主義を鼓吹する悪しき文学作品であるとする「水滸批判」を始めたという経緯がある。[42] これと同時に、歴史上の宋江が官軍に投降して方臘を討ったという事実はあるのか、つまり歴史上の宋江は「投降派」であったのかどうかが、重大な問題とされたのである。鄧広銘氏・李培浩氏が発表した「歴史上的宋江不是投降派」（一九七八年）を皮切りに、張国光「「歴史上的宋江不是投降派」一文質疑――與鄧廣銘・李培浩同志商榷」（一九七八年）、戴鴻森「有關歴史人物宋江投降問題史料之我見――與鄧廣銘・李培浩二同志商榷」（一九七九年）、鄧広銘「答張國光君」（一九八〇年）、張国光「對「歴史上的宋江不是投降派」論再質疑――答鄧廣銘先生」（一九八一年）などが続々と発表された。[43]

それから一段落を置いて発表された、李志学「歴史上的宋江問題」（一九八五年）は張政烺の説に近いが、賊宋江が宣和三年二月に張叔夜に投降した後、方臘討伐に従ったか従わなかったかは考証しかねるとしている。また北宋末年に靖康の変に殉じた李若水の「捕盗偶成」詩に、宋江が招安されたことが詠み込まれているのをとりあげ、招安されたこと自体は史実であろうと言及されたのは、特筆すべき指摘といえよう。[44]

さらに日本では、高島俊男氏が「宋江實録」（一九九三年）[45]を発表された。まず、張叔夜が宋江を降した時期につ

いては、張政烺の説と同じく、『皇宋十朝會要』に依拠して宣和三年二月のこととみなす。同様に、『東都事略』の撰者王偁は、『宋會要輯稿』に見える、張叔夜を賊徒斬捕の功績を以て職一等進めるという五月三日の詔を、誤って「（宣和三年）五月三日に宋江が捕らえられた」と記載したのだろうとする。但しそのようなことがあり得るのか、無理があるように思われるのは先述した通りである。次に、厳敦易の説と同じく、宋江が方臘討伐の官軍に従ったとする史書の記載は全て信頼するに足らぬものであるとして、宋江が官軍として方臘討伐に従ったという話は、南宋以降に宋江の説話が広まって以降に改竄されたものである可能性が高く、「山賊の宋江が官軍に降り、方臘征伐に活躍した」ことは現実にはなかったと結論づけている。しかし、当時の歴とした一流士大夫であった歴史家達が、民間説話に影響されて、方臘討伐軍に宋江の名を加えてしまったなどという筆の誤りが、そうそう起こり得るものであろうか。最後に、折可存が捕らえたという「草寇宋江」は、淮南の賊宋江の名にあやかって名乗った規模の小さい草賊であったと考え、その時期は張政烺の説と同じく宣和四年三月以降のこととする。

小結

以上、長々と、宋江の乱に関する資料の解説と、従来の研究における議論の概観を行ってきたが、最後に、問題を整理しておこう。宋江の乱の考実においては、以下の二つの大きな問題が存在し、学者によって様々な見解が呈されている。

（i）淮南・山東から起こった宋江が張叔夜に投降した件について、『皇宋十朝綱要』には宣和三年二月のことのように記されているが、『宋史』・『東都事略』・『三朝北盟會編』などの他の史書には時期が明記されておらず、考証が困難である。しかも、『東都事略』には「（宣和三年）五月三日に宋江が捕らえられた」、「折可存

墓誌銘」には「折可存が臘賊を討った後に、草寇宋江を捕らえた」ともあり、これが淮南・山東の賊宋江の末路を示す記載だとすると、『皇宋十朝綱要』の記載とは時系列が矛盾するように思われる。これについて、次のような諸説がある。

（a）淮南の賊宋江は宣和三年二月に張叔夜に投降したのであり、『東都事略』の日付は誤りである。（余嘉錫）

（b）淮南の賊宋江は、宣和三年二月に張叔夜に詐降した後、再び造叛して、最終的に折可存に捕らえられた。それは宣和四年に折可存が汴京へ凱旋した後のことのはずである。『東都事略』の五月三日という日付は、朝廷から張叔夜に関する論功の詔が下った日付である。（張政烺）

（c）そもそも淮南の賊宋江が張叔夜に投降したという事実は無く、諸史書の誤りである。宋江を捕らえたのは折可存である。（厳敦易）

（d）『皇宋十朝綱要』は宣和二年二月の条に、淮南の賊宋江が楚州（及び海州）に至って張叔夜に投降した経緯を記しているが、宋江が楚州（及び海州）に至ったのが二月なのであり、張叔夜に投降したのは『東都事略』にあるように五月三日のことである。このとき折可存も宋江捕縛に参加していた（四月の方臘捕縛後、北上して張叔夜に合流したと考えるか）。（宮崎市定）

（e）賊宋江は宣和三年二月に張叔夜に投降したのであり、『東都事略』の五月三日という日付は、朝廷から張叔夜に関する論功の詔が下った日付である。「折可存墓誌銘」に見える「草寇宋江」は同名を名乗る小盗で、折可存に討たれた時期は宣和四年のことである。（高島俊男）

（ii）宋江が方臘討伐の官軍に従ったとする『三朝北盟會編』・『通鑑長編紀事本末』・『皇宋十朝綱要』の記載は正しいのか。次のような諸説がある。

（a）淮南の賊宋江は二月に張叔夜に投降した後、招安されて、少なくとも四月から六月には方臘とその賊

党の討伐に従った。（余嘉錫）

（b）これらの史書は、『東都事略』巻百三「侯蒙傳」に侯蒙が宋江の招安を上書したとあることや、すでに民間で広まっていた宋江の説話（招安されて方臘を討ったという内容）の影響を受けて書かれた（改竄された）ものであり、方臘討伐軍に宋江という人物がいたという事実はなかった。（張政烺・厳敦易・高島俊男）

（c）淮南・山東の賊宋江は、宣和三年五月三日に張叔夜・折可存に捕らえられた。一方、宋江という同姓同名の別人物が、方臘討伐の官軍に従っていた。（宮崎市定）

北宋末の混乱期に記された記録に採取する史書が、何らかの誤りを含んでいる可能性はゼロではない。では、どの史書のどの記載が間違っているかという話になると、学者ごとに判断の基準が異なるのは当然で、よほど確固たる論証が可能なケースを除いては、恣意的な判断の介入を遮断するのは難しく、いくらでも説明が可能となる。できれば全ての史書の記載が矛盾なく成立する説明も提示されるのが望ましい。

筆者の考えを些か述べておくと、仮に淮南・山東から起こった賊宋江が投降して招安されたという事実が無く、ただ官軍に捕らえられて誅殺されたのであったならば、李若水の「捕盗偶成」詩の内容は虚言ということになる。故に、淮南の賊宋江が張叔夜に投降して招安されたという史実は、現に存在したと考えるのが自然ではないかと思う。宋江が張叔夜に投降した時期については、『皇宋十朝綱要』の記載を素直に読んで、宣和三年二月のことと暫定しておく。また宋江が張叔夜に詐降し、再び造叛したとする説については、宋江がそのような人物であったならば、いくら北宋末の混乱期のこととはいえ、重大事件として史書にしっかりと記録が残りそうなものであるし、潤色を宗とする民間の説話世界でも、そのような人物を英雄視する説話が生まれ得るだろうかと疑問がある。投降して招安された後の宋江の動向は現段階では不明と言うべきであろう。『三朝北盟會編』・『通鑑長編紀事本末』・『皇宋十朝

綱要』に、方臘とその賊党を討伐した官軍の宋江の名が見えることについては、一流の歴史家が編纂したこれらの史書の記載をただの筆の誤りとみなすよりは、宮崎市定の説のように、賊宋江と官軍宋江は同姓同名の別人物と考える方が、より説得力があるように思われる。但し宮崎は、『東都事略』に「（宣和三年）五月三日に宋江が捕らえられた」とあるのを張叔夜が宋江を降した日付とみなしており、また「折可存墓誌銘」に「折可存が臘賊を討った後に草寇宋江を討った」とあるのをも、方臘が睦州で捕縛された四月二十六日からほどなくの五月三日のことだとみなしている。筆者はこれには異議がある。宮崎は「常識的」判断として可能性を否定したが、五月三日に捕らえられた宋江が、張叔夜に捕らえられた淮南の賊宋江と同一人物である証拠はなく、これはまた別の同姓同名の人物、すなわち第三の宋江である可能性もある。また、宮崎の説だと、折可存が浙江と江蘇を短期間に行ったり来たりしていることになるが、折可存の動きに鑑みれば、方臘捕縛から数ヶ月後に台州の呂師囊を討ち、臘賊をほぼ掃討し終えて都へ帰還した頃に、さらに別の小賊宋江、すなわち第四の宋江が現れたのでそれを討ったと考えることもできる。つまり、筆者としては、淮南・山東で起こって宣和三年二月に張叔夜に投降した宋江、方臘討伐に従った官軍の宋江、宣和三年五月三日に捕らえられたという宋江、さらに数ヶ月遅れて折可存に捕らえられた草寇宋江と、四人の宋江を想定するわけである。高島俊男氏が指摘されるように、淮南・山東で名を轟かせた宋江本人が捕らえられた後、その威を借りて同姓同名を騙る小賊が各地に起こったという情況は十分に考え得るし、或いは、宋江に三十六人の賊党がいたのが事実ならば、宋江本人の投降以降も、彼ら賊党が宋江を名乗って各地で反乱を続けた、という可能性もあると筆者は考える。

現段階では「史実」と言えるほどの確かな結論とまでは言えないが、全ての史書の記載を矛盾なく成立させる説として、本稿を先行研究の驥尾に付すこととしたい。

注

（1）原田棟一郎『紐育』（政教社、一九一四年）「ボーリング・グリーン、（上）史實を談る芝生」、「ちやうど我が宇治平等院の扇の芝が、源平最初の史實を談るやうに、此の僅かの芝生も亦米國に取りて忘るべからざる史實を談るのである」。菊池寛『忠直卿行状記』（一九一八年発表）「六」、「忠直卿の晩年の生活については、なんらの史実も伝わっていない」（『恩讐の彼方に・忠直卿行状記　他八篇』〔岩波書店、一九五二年〕収録版に依拠する）。魯迅『且介雑文二集』（上海三閑書屋、一九三七年）「從「別字」説開去」、「史實在不斷的證明着它只是一種、並無其事」。

（2）尾崎雄二郎・西岡弘・山田俊雄・都留春雄・山田勝美編『角川大字源』（角川書店、一九九二年初版、一九九三年三版）は、「凡例」に「明らかに日本固有の語、または意味・用法と思われるものには、国の略号を付して他と区別した」とした上で、「史実（實）」の項目に「国歴史上に確かにあった事実」と説明している。

（3）班固『後漢書』巻二十二「劉隆傳」、「於是遣謁者考實、具知姦狀」。陳寿『三國志』巻二十一「魏書、傅嘏傳」、「循名考實、糾勵成規、所以治末也」。

（4）元・脱脱ら編修『宋史』（中華書局排印本、一九七七年）に依拠する。

（5）余嘉錫「宋江三十六人考實」（初出は『輔仁學誌』第八巻第二期、一九三九年。一九五三年補訂版）。本論では余嘉錫『宋江三十六人考實　楊家將故事考信録』（雲南人民出版社、二〇〇五年）収録版に依拠する。「呼保義宋江」、二三～二四頁。

（6）楊倩描主編『宋代人物辭典』（河北大学出版社、二〇一五年）参照。

（7）南宋・王偁撰『東都事略』（文海出版社、趙鐵寒主編『宋史資料萃編』第一輯、一九六七年）に依拠する。

（8）南宋・徐夢莘撰『三朝北盟會編』（上海古籍出版社、宋史要籍彙編、一九八七年）に依拠する。

（9）南宋・楊仲良編『資治通鑑長編紀事本末』（文海出版社、趙鐵寒主編『宋史資料萃編』第二輯、一九六七年）に依拠する。

（10）注六前掲の楊氏著書参照。

（11）南宋・李埴『皇宋十朝綱要』（文海出版社、趙鐵寒主編『宋史資料萃編』第一輯、一九六七年）に依拠する。

（12）高島俊男「宋江實録」（『東洋文化研究所紀要』第一二二冊、一～四一頁、一九九三年十一月）、九～一二頁。

（13）四庫全書本『文定集』巻二十三に依拠する。

（14）宋・方勺撰『泊宅編』（中華書局、唐宋史料筆記叢刊、一九八三年）のうち十巻本に依拠する。

(15) 「折可存墓誌銘」は馬蹄疾編『水滸資料彙編』（中華書局、古典文學研究資料彙編、一九七七年初版、一九八〇年第二版）、四四八～四四九頁に依拠する。
(16) 注十四に同じ。
(17) 注五前掲の余嘉錫論考、「呼保義宋江」、一三頁。
(18) 四庫全書本『忠愍集』巻二に依拠する。
(19) 李志学「歴史上的宋江問題」（『史學月刊』一九八五年第四期、一六～二三頁）、二〇～二一頁。
(20) 胡適「水滸傳考證」（施耐庵著／汪原放標點『水滸』〔亞東圖書館、一九二〇年初版〕収録。後に胡適『中國章回小説考證』〔実業印署館、一九四二年〕に再録）。本論では実業印書館本を復印した『中國章回小説考證』（上海書店、一九八〇年）収録版に依拠する。
(21) 注二十前掲の胡適論考、一〇頁。
(22) 魯迅『中國小説史略』（北京新潮社、上下分巻、一九二三～二四年初版。後、北京北新書局より一九二五年合訂版、一九三〇年修訂版が出版される。以降の諸版は一九三〇年版に拠る。『魯迅全集』〔魯迅全集出版社、一九三八年〕第九巻にも収録される）。本論では一九三〇年修訂版を底本とする『中國小説史略』（人民文学出版社、一九五八年）に依拠する。日本語訳に魯迅著／中島長文訳注『中国小説史略』（平凡社、東洋文庫六一八、一九九七年）がある。
(23) 宋・洪邁撰／何卓点校『夷堅志』（中華書局、古體小説叢刊、二〇〇六年）に依拠する。
(24) 注二十二前掲の魯迅著書、一〇七頁。同じく注二十二前掲の日本語訳版、第一冊の三八三～三八四頁（但し本論中の日本語訳は筆者による）。
(25) 鄭振鐸「水滸傳的演化」（鄭振鐸『中國文學論集』〔上海開明書店、一九三四年初版、一九四七年再版〕。論考末尾に一九二九年七月十五日著と記す）。本論では再版本を底本として編集整理された『中國文學論集』（岳麓書社、二〇一一年）収録版に依拠する。
(26) 注二十五前掲の鄭振鐸論考、「一」、一〇九頁。
(27) 注五前掲の余嘉錫論考。
(28) 注五前掲の余嘉錫論考、「呼保義宋江」、二五～二六頁。
(29) 注五前掲の余嘉錫論考、「呼保義宋江」、二九頁。

(30) 張政烺「宋江考」(初出は『歴史教學』一九五三年一月号。後に作家出版社編輯部編『水滸研究論文集』(作家出版社、一九五七年)二〇七～二二三頁に所収される)。本論では『水滸研究論文集』所収版に依拠する。
(31) 注三十前掲の張政烺論考、二一二頁。
(32) 清・徐松輯『宋會要輯稿』(中華書局、一九五七年)に依拠する。
(33) 注三十前掲の張政烺論考、二一一頁。
(34) 注三十前掲の張政烺論考、二一六～二一七頁。
(35) 厳敦易『水滸傳的演変』(作家出版社、一九五七年)。
(36) 注三十五前掲の厳敦易著書、七頁。
(37) 同右。
(38) 注三十五前掲の厳敦易著書、七～八頁。
(39) 宮崎市定「宋江は二人いたか」(『東方學』第三十四輯、一～一一頁、一九六七年六月)。宮崎は後に『水滸伝』(岩波書店、宮崎市定全集十二、一九九二年)「二人の宋江」、『水滸伝――虚構のなかの史実』(中公文庫、一九九三年)第二章「二人の宋江」にも同様の内容を校訂した上で収録しておられる。
(40) 注三十九前掲の宮崎論考、初出版六頁。
(41) 注三十九前掲の宮崎論考、初出版三頁、文庫版四三頁。
(42) 高島俊男『水滸伝の世界』(大修館書店、一九八七年。二〇〇一年、ちくま文庫より再版)「十五　水滸伝をチョン切った男」の「五」。
(43) 鄧広銘・李培浩「歴史上的宋江不是投降派」(『社會科學戰線』一九七八年二期、一三七～一四六頁)。張国光「「歴史上的宋江不是投降派」一文質疑――與鄧廣銘・李培浩同志商榷」(『社會科學戰線』一九七八年第四期、一四六～一五一頁)。戴鴻森「有關歴史人物宋江投降問題史料之我見――與鄧廣銘・李培浩二同志商榷」(『文獻』一九七九年二期、一九八～二一四頁)。鄧広銘「答張國光君」(『社會科學戰線』一九八〇年一期、一六七～一七三頁)。張国光「對「歴史上的宋江不是投降派」論再質疑――答鄧廣銘先生」(『重慶師範學院學報〔哲學社會科學版〕』一九八一年一期、三八～四五頁)。
(44) 注十九に同じ。
(45) 注十二前掲の高島氏論考。

本論文は令和二年度科学研究費助成事業・若手研究・課題番号一八K一二三一〇「明代武官を中心とした社会的異種階層間の文学的交流の研究」の研究成果の一部である。